

平成 28 年（2016 年）12 月 28 日

各
療養介護事業所
同行援護事業所
行動援護事業所
重度訪問介護事業所
移動支援事業所
特定（障害児）相談支援事業所
管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

嶋 内 明

療養介護利用者に係る外出・外泊時における同行援護等及び移動支援の 利用について

日頃から本市の障がい福祉行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

入院中における同行援護、行動援護及び重度訪問介護（以下「同行援護等」という。）の利用については、平成 28 年 6 月 28 日付の厚生労働省通知（別添 1）により取扱いに係る見直しが図られ、本市も同様に利用を認めることとしたところです。また、平成 28 年 7 月 29 日付の Q & A（別添 2）では、療養介護利用者においても、同行援護等の利用が可能である旨示されたところです。

上記 Q & A の発出に伴い、本市が援護している療養介護利用者について、外出・外泊時における同行援護等の利用を可能とすることとし、併せて移動支援事業についても同様に取扱うこととしましたので、通知いたします。

なお、貴事業所におかれましては、関係職員及び利用者への周知をお願いいたします。

記

1 変更内容

変更前	療養介護利用者の同行援護等及び移動支援の利用を認めない。
変更後	<u>療養介護利用者が、日帰りでの外出又は 1 泊以上の外泊のため療養介護事業所と外泊先を行き来する場合において、移動の援護等を必要とする場合は、同行援護等及び移動支援の利用を認める。</u>

2 適用開始年月日

平成 29 年 1 月 1 日

3 添付資料

- (1) 入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等について（平成 28 年 6 月 28 日付障障発 0628 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知） 別添 1
- (2) 入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いに関する Q & A の送付について（平成 28 年 7 月 29 日付国事務連絡通知） 別添 2
- (3) 移動支援ガイドライン（平成 29 年 1 月版） 別添 3
(URL : http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/1-3_idosien.html)
- (4) 移動支援ガイドライン（新旧対照表） 別添 4

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市障がい福祉課給付管理係 TEL : 011-211-2938 Fax : 011-218-5181 E-mail : sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp
